

ブラジル・アルゼンチン

保護政策に日米欧が物言い

ジェトロ海外調査部国際経済研究課 水野 亮

ブラジルとアルゼンチンの輸入における差別的・制限的な措置の動きに日米 EU がついに待ったをかけた。まずはアルゼンチンの輸入制限措置をめぐる WTO 裁判では全面勝訴、同国に是正を迫る。続いて EU は WTO に対し、ブラジルの国産品調達優遇制度がルール違反であると訴えた。だが、両国とも措置の実施にはそれぞれ複雑な背景があり、是正は容易ではないと考えられる。南米諸国のビジネス環境の改善に向けた先進国の努力はしばらく続きそうだ。

自動車メーカーがワインを輸出？

2008 年のリーマン・ショック以降、ブラジルとアルゼンチンでは輸入差別的・制限的な措置の導入が目立つ。ブラジルでは 12 年、現地生産や研究開発 (R&D) へ投資する企業のみを対象に、30% と高税な完成車の工業製品税 (IPI) を減免する「新自動車政策 (Inovar-Auto)」が導入された。また、深海油田の原油採掘・開発案件などインフラ事業への入札参加には、国産品の調達などが義務付けられている。

他方、アルゼンチンの輸入制限措置の中には事前輸入宣誓供述書 (DJAI) と呼ばれる輸入許可制度がある。同制度が設けた基準をクリアするには、(1)輸入額と同等以上の輸出、(2)輸入量・額の引き下げ、(3)国内調達の増加、(4)国内への投資、(5)送金の禁止——これら 5 条件のうち一つ以上の履行が求められる。輸入と同時に輸出もしている企業であれば条件(1)をクリアし、輸入許可の取得が比較的容易だ。だが、輸入品を国内販売や国内向け製品の生産での使用に限る企業にとっては対応が難しい。輸入販売を求める自動車メーカーに対しワインや大豆、トウモロコシといった農産品の輸出を迫るような、通常のビジネスとはかけ離れた対応を強いられるケースもあった。欧米やブラジル資本

をはじめ多くの企業が輸入品を調達できず、中には操業を停止せざるを得ない状況に追い込まれた企業もあるという (ジェトロ通商弘報 13 年 8 月 26 日付「アルゼンチンの輸入規制の問題を浮き彫りに」参照)。

明白な WTO 違反

このようなブラジルやアルゼンチン政府の輸入制限的な措置の動きを問題視してきた先進国勢がついに待ったをかけた。まずはアルゼンチン。DJAI と輸入許可のための 5 条件をめぐる WTO の裁判で 14 年 8 月、全面勝訴の判決が下された。米 EU、そして日本政府による共同提訴で始まったこの裁判は、アルゼンチンの輸入制限措置が、GATT (関税および貿易に関する一般協定) の基本原則である「数量制限の一般的禁止 (GATT 第 11 条)」や「内国民待遇 (GATT 第 3 条)」に違反すると小委員会 (パネル) の判断でひとまずの決着を見た。

専門家の多くが指摘するとおり、この措置の WTO ルール違反は明らかだった。GATT 第 11 条 1 項によると、加盟国は輸入には「関税その他の課徴金以外のいかなる禁止または制限の新設、または維持してはならない」。オンラインでの申請から輸入許可の発出まで時間がかかる DJAI や輸入許可のための 5 条件設置は、関税や課徴金以外の輸入制限措置にあたり、GATT 第 11 条に違反する。加えて、五つの条件のうち「国内調達の増加」は、輸入品が輸入先国での「販売、販売のための提供、購入、輸送、分配または使用に関するすべての法令および要件に関し、国内原産の同種の産品に許与される待遇より不利でない待遇を許与される」と規定する GATT 第 3 条 4 項に違反する。なぜなら現地調達義務は輸入製品から国産品に切り替えるインセンティブを企業に与えるからだ。

狙いは国内産業保護以外にも…

明らかな WTO ルール違反にもかかわらず、アルゼンチン政府は同年9月、パネルの判断を不服として上級委員会に上訴した。これに対し、上級委員会は15年1月、パネル判断をほぼ全面的に支持する内容の判決を下した。アルゼンチン政府に残された道は、①是正勧告を受け入れて輸入制限措置を解除するか、②措置を維持して、勝訴国によるアルゼンチン産の輸入への関税引き上げといった対抗措置の導入を受け入れるか——のどちらかに絞られる。

一般的には輸入制限措置の導入は国内産業の保護を目的とする場合が多い。措置が WTO 違反と判断されれば、勝訴国の対抗措置を回避すべく政府には国内産業と調整しつつ措置を是正しようとするインセンティブが働く。だが、アルゼンチンの場合は国内産業保護の理由だけで措置を発動しているわけではない。詳細はこうだ。01年12月に国債や外国政府の借款など公的債務の返済を停止した同国は、05年と10年に多くの債権者との間で債務再編を実現したが、全額返済を求める一部ヘッジファンドが米国で起こした裁判に敗訴、いまだ交渉が続く。また、14年5月にはパリクラブ（主要債権国会議）で債権国に対し総額97億ドルの債務返済が合意され、返済を続けている。債務返済には外貨が必要となる。多額の借り入れや対外直接投資が見込めない中、アルゼンチンにとって外貨獲得には貿易黒字の維持が手段の一つとなる。つまり黒字の維持には輸入制限措置の導入が必要だったのだ。

国際収支は穀物の国際価格上昇などにより改善した。10年には500億ドル超の外貨準備高を保持したが、その後、債務返済や貿易黒字の減少などが要因となり、

15年1月5日現在313億ドルにまで縮小している。引き続き債務の返済が続く中、当面は輸入制限措置の解除は容易ではないと考えられる。

中長期的な見通しはどうか。左派ペロン党急先鋒の「勝利のための戦線 (FPV)」に属するフェルナンデス大統領はポピュリスト的な政策を展開する。パリクラブとの合意などで国際協調的な一面を見せるものの、外貨が減少する状況下で、日米EUの是正要求に完全に応えるとは考えにくい。

他方、同国では10月に大統領選を控える。憲法の定めによりフェルナンデス大統領は出馬できない。与野党の有力3候補はいずれも現大統領よりは国際協調を重んじるといわれるが、措置の解除は就任後の同国の経済情勢によるところが大きいだろう。WTOで勝訴したとはいえ、日米EUにとって措置の是正実現は平坦な道のりではなさそうだ。

先進国は南米諸国の保護主義的な動きに対して改善を求める姿勢を崩さない。EUは、ブラジルの新自動車政策やIT製品の国産品優遇措置に加え、輸出企業への税制優遇、そして多くの日系企業が進出しているマナウス・フリーゾーンもWTOルールに違反（表）するとして、14年10月にパネルの設置を要求した注。日米両国政府は、今のところEUと共同して提訴する可能性は示唆していない。だが、多くの企業に影響を与えているブラジルの措置をめぐる裁判の行方を注視しているのは間違いない。

ブラジルとアルゼンチンのビジネス環境の改善に向けた日米EUの努力はしばらく続きそうだ。 JS

注：ただしブラジルとの協議の結果、EUはマナウス・フリーゾーンを付託事項から除外したとブラジル政府は14年11月に発表している。

表 EUのブラジル各種優遇税制措置に対するWTO提訴付託事項の概要

付託事項	概要	WTOルール上のEUの指摘
新自動車政策 (Inovar-Auto)	・別の法律で国産車および輸入車の工業製品税 (IPI) を30ポイント引き上げ・国内で研究開発 (R&D) への投資など四つの要件のうち3要件以上を満たす認可企業に対して国産車および輸入車の出荷にかかる IPI 税率を減免	・GATT 第1条1項 (最恵国待遇) ・GATT 第3条2項、4項、5項 (内国民待遇) ・「補助金および相殺措置に関する協定」第3条1項(b) ・「貿易に関連する投資措置に関する協定」第2条1項、2項、付属書例示表
半導体産業技術発展支援プログラム (PADIS)・デジタルテレビ装置産業技術発展支援プログラム (PATVD) およびIT製品の税制優遇	・半導体や液晶、プラズマなどディスプレイ、デジタルテレビの生産者で、基礎製造工程基準 (PPB) を履行の上、粗利の5% (半導体・ディスプレイ)、2.5% (デジタルテレビ) をR&Dに投資する企業を認定、国内・輸入原料・部品にかかる社会統合基金 (PIS) / 公務員厚生年金 (PASEP)、社会保障融資負担金 (COFINS)、輸入PIS/PASEP、輸入COFINS、輸入関税を免税、販売にかかるPIS/PASEP、COFINS、IPIなどを免税 ・IT製品 (パソコン、ルーター、スマートフォン、その他関連ハードウェア) をブラジルで開発や生産する生産者で、基礎製造工程基準 (PPB) の履行を条件にPIS/PASEP、COFINSを免税	・GATT 第2条1項(b) (譲許表)・GATT 第3条2項、4項、5項・「補助金および相殺措置に関する協定」第3条1項(b) ・「貿易に関連する投資措置に関する協定」第2条1項、2項、付属書例示表
フリーレードゾーン (FTZ)	・マナウスをはじめ国内のFTZで監督庁から認可を受けたプロジェクトに沿って生産された製品を出荷する場合にIPIを免税 ・その他PISやCOFINS、商品流通サービス税 (ICMS) なども免税	・GATT 第2条1項(b)・GATT 第3条2項
輸出企業向け税制優遇	・前年に少なくとも50%の製品を輸出に向けた企業を「支配的輸出企業」に認定、もしくは50%以下でも向こう3年間に50%以上の輸出達成を約束した企業にPIS/PASEP、COFINS、輸入PIS/PASEP、輸入COFINSなどを免除	・「補助金および相殺措置に関する協定」第3条1項(a)

資料：WTO資料、ジェトロ「J-File」を基に作成